

香川県における建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）の運用について

香川県土木部土木監理課
契約・建設業グループ

■電子申請の対象となる手続の範囲

○建設業許可関係

- ・許可申請（新規、業種追加、更新、許可換え新規、般・特新規等）
- ・変更等の届出（事業者の基本情報、経営業務の管理責任者、営業所の専任技術者等）
- ・廃業等の届出
- ・決算変更届（事業年度終了後、4か月以内に提出するもの）

※建設業許可の承継に係る認可申請は対象外です。

○経営事項審査関係

- ・経営事項審査申請（経営規模等評価・総合評定値）
- ・技術評価点数算定基礎申告書（添付書類等含む）

※再審査は対象外です。

■受付について

○建設業許可関係

令和5年1月10日から随時受け付けています。

○経営事項審査関係

- ・ **受付期間：各年度4月1日～経営事項審査（対面審査）の最終審査日まで（令和7年度の場合は、令和8年1月21日まで）**

※この期間外もシステムの仕様上、申請入力を行うことはできますが、その場合は受付及び審査を行いませんので、ご注意ください。

- ・手数料の納付をもって受付とします。

■申請について

- ・ 電子申請の受付開始後も、従来どおり書面（紙）申請が可能です。
- ・ 電子申請の場合も、必要な書類（入力する情報や添付書類）は書面（紙）申請と同様です。

※法定様式は、入力フォームへ正しく入力してください。

※添付書類は、書類をスキャンしたPDFデータをアップロードしてください。

（添付書類だけを紙で提出することはできません。）

- ・ 技術評価点数算定基礎申告書は、申告書とその添付書類を全てPDFデータにして、経営事項審査の確認書類添付欄にアップロードしてください。

■手数料の納付方法

建設業許可・経営事項審査ともに、次の①・②の方法から選択いただけます。

いずれの場合も納付後の返金はできませんので、必要額をよく確認して申請してください。

①Pay-easy インターネットバンキング納付（電子納付）

- ・電子申請システム上で納付することができます。
電子申請システム上で県から納付指示があった後、画面案内にしたがって納付してください。
県で納付を確認後、申請書類の内容審査を行います。
- ・インターネットバンキング納付のみ可能です。（ＡＴＭやコンビニ納付、クレジットカード決済等には対応していません。）
- ・本県では、手数料納付事務を「ウェルネット株式会社」に委託しています。
- ・事前に決済金融機関とのインターネットバンキング利用契約が必要です。
※インターネットバンキング納付に対応している最新の金融機関は、ウェルネット株式会社のウェブサイト(<https://multiple-payment.biz/pages/financial-institution-list.html>)でご確認ください。
- ・インターネットバンキング納付の場合、領収書は発行できません。

②香川県証紙による納付

- ・電子申請の場合であっても、香川県証紙による納付が可能です。
- ・電子申請システム上で県から納付指示があった後、必要額を貼付用紙（電子申請システムまたは香川県ホームページからダウンロード）に貼り付け、以下のとおり提出してください。
提出先の県担当者が必要額の納付を確認した後、申請書類の内容審査を行います。

<香川県証紙による納付（電子申請の場合）>

○提出方法 「郵送または持参」

※郵送する場合、一般書留または現金書留を利用してください。

香川県では、郵便事故等について一切の責任を負いかねます。

○提出先 建設業許可申請の場合 …主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所等

（書面による許可申請提出先と同じ）

経営事項審査申請の場合…香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

○提出期限 「納付指示から1週間後」

※期限までに納付が確認できない場合、電話等で状況を確認することがあります。

■申請内容の確認及び補正について

- ・申請書類等について確認事項等がある場合は、原則として電子申請システム上で連絡します。
また、申請内容に不備や不足がある場合も、原則として電子申請システム上で補正指示を行います。（ただし、必要に応じて電話等の他の方法により連絡する場合があります。）

■通知書の交付について

- ・各種申請・届出内容の確認が終われば、電子申請システム上で通知します。
書面（紙）申請のように、申請書類等に「審査済印」を押すことはありません。
- ・電子申請の場合も、「建設業許可通知書」及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」
（経営事項審査結果通知書）は書面で交付します。

<電子申請の場合の通知書交付時期（目安）>

- 建設業許可通知書 … 受付から1か月後
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 … 受付から2週間後

※申請内容の不備等により、審査に時間を要した場合、交付が遅れる場合があります。
特に経営事項審査については、有効期間をご確認いただき、余裕をもって申請してください。